

佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱
(リアルタイム方式)

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内に事業所等を有する中小企業者の事業の振興及び経営の安定化を図るため、予算の範囲内において佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金(以下「補給金」という。)を交付することについて、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号)(以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補給金の交付を受けることができるものは、佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金(以下「当該制度融資」という。)を実行した取扱金融機関であること。

(補給金交付の対象となる貸付)

第3条 補給金交付の対象となる貸付は、次の各号に掲げる当該制度融資の貸付とする。

- 一 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「法」という。)第2条第5項第4号又は同条第6項のいずれかに基づく市町の認定を受けた者に対する当該制度融資の貸付
- 二 法第2条第5項第5号に基づき市町の認定を受けたもののうち、法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者に該当する個人事業主に対する当該制度融資の貸付
- 三 法第2条第5項第5号に基づき市町の認定を受けたもののうち、第二号以外の者で、当該制度融資の申し込みに係る認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者に対する当該制度融資の貸付

(交付対象経費)

第4条 補給金の額は、当該制度融資に係る毎年1月1日から12月31日までの間に支払うべき約定利子(遅延損害金を除く。以下同じ。)の全額とする。

- 2 当該制度融資の貸付を受けた事業者(以下「貸付事業者」という。)が期限の利益を喪失した場合は、その日までの約定利子に限り、交付対象経費とする。
- 3 補給金交付の対象となる当該制度融資の貸付に関して、前項に定める期間中に発生する約定利子については、金融機関は貸付事業者から徴収せず、佐賀県から交付される補給金をもって、これに充てるものとする。

(補給対象期間)

第5条 補給金を交付する期間は、当該制度融資の実行日から起算して3年間とする。ただし、当該制度融資の実行後に借り換えを行った場合は、借り換えの実行日から起算して3年間とする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補給金の交付を受けようとする取扱金融機関（以下「申請者」という。）は、佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に以下の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 利子補給金に係る制度融資対象者一覧（同様式別紙）
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項における提出期限は、上期分（1月1日から同年6月30日まで）における補給金については同年7月31日、下期分（7月1日から12月31日まで）における補給金については翌年1月31日とする。ただし、上期分及び下期分まとめて申請を希望する場合にあっては、翌年1月31日までとする。

(交付決定及び額の確定通知)

第7条 知事は、前条に基づく申請書の提出があったときには、当該申請書の内容を審査し、補給金を交付すべきものと認めたときは、佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）及び利子補給金に係る交付決定額一覧表（同様式別紙）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により補給金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- 二 申請者は、貸付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金変更届出書（様式第3号）を知事に届け出なければならない。
 - ア 住所、所在地、商号又は代表者等の変更があった場合
 - イ 死亡、廃業、事業譲渡等により事業を廃止した場合（県内に事業所を有する中小企業が当該事業を承継した場合を含む。）
 - ウ その他知事が必要と認めるとき
- 三 貸付事業者が、死亡、廃業、事業譲渡等により事業を廃止したときは、当該事業の廃止した日以後において、補給金の交付は行わない。ただし、県内に事業所を有する事業者が、当該事業を承継し、当該利子補給金に係る対象資金の債務をすべて承継したときは、この限りでない。

(請求)

第9条 申請者は、交付決定及び額の確定があったときは、佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付請求書（様式第4号）（以下「交付請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

(支払)

第10条 知事は、前条の規定により交付請求書の提出があったときは、その内容を審査して、適当と認める場合には、補給金を申請者に支払うものとする。

(補給金の返還等)

第11条 知事は、貸付事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補給金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 自己又は自社の役員等が、下記のいずれかに該当することが判明したとき
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - ク アからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
- 二 当該制度融資の貸付けに際し又は貸付け後、虚偽の申し出又は報告をしたとき。
- 三 当該制度融資をその借入れの目的以外の目的に使用したとき。
- 四 貸付事業者が、死亡、廃業、事業譲渡等により事業を廃止したとき。ただし、県内に事業所を有する事業者が、当該事業を承継し、当該利子補給金に係る対象資金の債務をすべて承継したときは、この限りでない。
- 五 当該制度融資について、早期償還、期限の利益喪失又は保証協会による代位弁済がなされた場合
- 六 その他知事が特に必要と認めるとき

(書類の保存)

第12条 申請者は、本事業に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

(様式第1号)

年 月 日

佐賀県知事 様

(申請者)
所在地：
金融機関名：
代表者氏名：

佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付申請書兼実績報告書

佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 補給金交付申請額 円
2. 添付資料
利子補給金に係る制度融資対象者一覧（別紙）

なお、別紙記載の対象者が中小企業信用保険法第2条第5項（第4号又は第5号に係る部分に限る。）又は第6項の市町の認定を受けた者であることを、市町による認定書をもって確認したことを証します。

(様式第 2 号)

年 月 日

金融機関名
代表者氏名 様

佐賀県知事

佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和 53 年佐賀県規則第 13 号）第 4 条第 1 項及び佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第 7 条の規定に基づき、利子補給金の交付することに決定し、あわせて同規則第 13 条の規定により、その額を確定したので、同規則第 6 条及び第 13 条の規定により通知します。

記

1. 交付決定額 金 円
2. 添付資料
利子補給金に係る交付決定額一覧表（別紙）

(様式第3号)

年 月 日

佐賀県知事 様

(申請者)
所在地：
金融機関名：
代表者氏名：

佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金変更届出書

佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後

2 変更理由

※添付書類

- ・住所又は名称に変更があったときは、その内容を確認できる書類
(個人にあっては、住民票の写し等。法人にあっては、履歴事項全部証明書の写し等)
- ・その他変更の内容を証する書類

(様式第4号)

年 月 日

佐賀県知事 様

(申請者)
所在地：
金融機関名：
代表者氏名：

佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付請求書

年 月 日付け産政第 号で確定通知があった佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額 金 円

振込金融機関名 及び支店名	_____ (金融機関コード【4桁】: _____) _____ (支店コード【3桁】: _____)		
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
【フリガナ】 口座名義	【 _____ 】		